

## (4) し尿処理施設の状況

県内のし尿処理施設の設置状況は、表 2-6 のとおりです。このうち約 18 施設 (75.0%) は、約 20 年を経過しており、更新時期を迎えています。

(表 2-6) し尿処理施設の設置状況 (平成 12 年 3 月末現在)

区 分	箇所数	処理能力 (t/日)
市町村	8	658
一部事務組合	16	948
計	24	1,606

## 4 ごみ処理広域化の状況

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出抑制とごみ処理のコストの削減を目標に、国の方針を踏まえて、ごみ処理の広域化を進めるため、平成 11 年 3 月に「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」(以下、「広域化計画」という。)を策定しました。

この広域化計画では、地理的・社会的条件や経済活動等を踏まえ、県内を熊本市を中心とする中部、県北及び県南の 3 つの広域化ブロックに分けて設定し、ごみ焼却・溶融施設、リサイクル関連施設、汚泥再生処理センター、最終処分場等、各広域化ブロック内における一般廃棄物処理施設整備の基本的な方向を明らかにしました。

計画期間は、平成 11 年度から平成 20 年度までの 10 年間で、今後の処理技術の進展や社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、必要に応じて見直しを行うものとし、当面の目標である日量 100 t 体制を目指すこととしています。なお、将来的には、目標年次を平成 30 年度と想定し、サーマル・リサイクル(ごみ焼却施設からの熱エネルギー回収)が可能となる日量 300 t 体制を構築することとしています。

- (広域化ブロック)
- ・中部地域(当面熊本市のみを圏域とし、将来的に周辺町村を含めた熊本広域都市圏を圏域として想定)
  - ・県北地域(玉名・鹿本地区、菊池地区、阿蘇地区)
  - ・県南地域(八代・水俣・芦北地区、人吉・球磨地区、宇城・上益城地区、天草地区)

## 5 一般廃棄物処理の課題

## (1) ごみ

## ① 排出抑制・リサイクルの推進

ごみ排出量の増大や質の多様化、ダイオキシン対策や最終処分場の確保などごみ問題は深刻化してきており、これまでのように廃棄物を焼却して埋める社会から、廃棄物の発生を抑制し、再生可能な資源としてできる限り利用する社会への転換、すなわち循環型社会の構築が大きな課題となっています。

この循環型社会に向けて、県民、事業者及び行政が、それぞれの役割と責任のもとに、各主体の自主的な取組みを推進し、パートナーシップによって積極的にごみの発生抑制、減量化・リサイクルの推進に取り組んでいくことが必要です。

近年、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など各種リサイクル法が制定され、

循環型社会の構築に向けた基礎が整えられたところであり、これらリサイクル法に関する普及啓発や分別収集などの促進に努めるとともに必要なリサイクル施設の整備等リサイクル体制を整備することが必要です。

## ② 適正処理及び広域化の推進

ごみの適正処理を進めていくためには、必要な焼却施設の整備や最終処分場の確保等、広域的な観点から効率的で県民に信頼される処理体制を整備していく必要があります。

このため、県では、ダイオキシン類の排出抑制及びごみ処理のコスト削減等を図るため、平成 11 年 3 月に「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」を策定し、今後の一般廃棄物処理施設整備の基本的な方向を明らかにしました。現在、各広域化ブロックを構成する市町村は広域化の実現に向け取り組んでいますが、今後も計画的に進むよう支援していく必要があります。

## (2) し尿等

### ① し尿の海洋投棄処分の全廃

平成 11 年度において、収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち 119 千 k l（全体の 18.5%）が海洋投棄されていますが、国では、国際的な流れとともに海洋環境への負荷軽減を図るため、廃棄物処理法施行令を改正し、平成 19 年 1 月までに海洋投入処分を禁止することとしました。このため、本県においても期限までに全量陸上処理ができるよう処理施設の整備等早急な対応が求められています。

### ② 生活排水対策の推進

本県の汚水処理施設整備率は、56.9%（平成 12 年度末）で、全国平均（71%）と比較して大きく遅れており、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等地域の実態に即して効率的に生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。特に、生活排水対策の遅れがちな中山間地等の人口散在地域においては、管路により生活排水を集めて処理する集合処理よりも、個別処理の方が経済的かつ効率的であることから合併処理浄化槽の整備を進めていくことが必要です。

また、合併処理浄化槽の機能を十分発揮していくうえで維持管理の徹底を図る必要があります。設置者への啓発に努めるとともに、今後は、市町村による積極的な関与が必要です。

そこで、市町村自らが合併処理浄化槽の設置主体となる特定地域生活排水処理事業を活用しながら合併処理浄化槽の計画的な整備促進に努めていくことが必要です。

この他、既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、閉鎖性水域における富栄養化の原因となる窒素・リン等の削減を図るため高度処理の導入も検討課題です。